

2024年11月27日

医療機関様 各位

株式会社アップセル
〒532-0011
大阪市淀川区西中島3丁目11-26
Auroraビル5階
TEL:06-6886-9883
FAX:06-6886-9884

医療情報取得加算の算定について

「医療情報取得加算」は、施設基準を満たす保険医療機関において、初診または再診時に、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものです。

以下に加算の概要について記載いたします。

●施設基準【届出不要】

- (1) オンライン請求を行っていること
- (2) オンライン資格確認システムを導入していること（医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行っていること）
- (3) 以下の2項目 ※ を、院内及びホームページ等に掲示していること
 - ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
 - ・ 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと（本項目を実現するため、初診時間診票は「別紙様式54」を参考にする）

ホームページ等の具体的な例

当該保険医療機関のホームページ、自治体や地域医師会等のホームページ又は広報誌、医療機能情報提供制度等への掲載

●算定要件

※ について院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。

●点数概要（2024年12月より）

初診時は月1回、再診時は3月に1回、ともに1点

111703270：医療情報取得加算（初診）1点（もと、医療情報取得加算2（初診）のコード）

112708970：医療情報取得加算（再診）1点（もと、医療情報取得加算4（再診）のコード）

113705370：医療情報取得加算（初診）（医学管理等）1点
（もと、医療情報取得加算2（医学管理等）のコード）

113705570：医療情報取得加算（再診）（医学管理等）1点
（もと、医療情報取得加算4（医学管理等）のコード）

※（医学管理）のコードは、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料等算定時使用

●入力方法

自動算定できないため、「21 診療行為」入力画面にて算定するコードを手入力します。あらかじめ、自院で算定する加算に入力コードを付けておくことをおすすめします。

<例 1> 初診料 算定時

初診料の直下（他の加算があれば同一剤内でも可）に以下の加算を入力します。

111703270：医療情報取得加算（初診） 1点

診区	入力コード	名称	数量・点数	
11	111000110	*C初診料		
	111703270	医療情報取得加算（初診）	292 X 1	292

<例 2> 再診料 算定時

再診料と同一剤に以下の加算を入力します。

112708970：医療情報取得加算（再診） 1点

診区	入力コード	名称	数量・点数	
12	saishin	*C再診料		
	meisai	明細書発行体制等加算		
	112708970	医療情報取得加算（再診）	77 X 1	77
12	gaikan	* 外来管理加算	52 X 1	52

<例 3> 小児科外来診療料（初診） 算定時

小児科外来診療料の加算（同一剤）とならないため、任意の行（小児科外来診療料の直下や最終行等）に以下どちらかの加算を入力します。

113705370：医療情報取得加算（初診）（医学管理等） 1点

113705570：医療情報取得加算（再診）（医学管理等） 1点

診区	入力コード	名称	数量・点数	
13	113003510	* 小児科外来診療料（処方箋を交付）初診時	604 X 1	604
23	.230	* 外用薬剤		
	620009078 10	ロコイド軟膏0.1%	10 g	
	Y00001	【医師の指示通りに】	(15) X 1	
13	113705370	* 医療情報取得加算（初診）（医学管理等）	1 X 1	1

※医療情報取得加算（再診）の算定は、3月に1回を超える算定をした場合、エラーを表示します

(KERR2)エラー情報 - ×

0091

令和 6年12月 1日で1回算定済です。【3カ月：1回】

算定上限回数を超えています。算定できません。

閉じる

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

- マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
- 他の医療機関からの紹介状を持っているか
- 本日受診した症状について
 - ・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているか
 - ・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能[※])
 - ・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
 - ・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能[※])
 - ・・・受診時期、指摘事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
 - ・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
 - ・・・妊娠週数 等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和4年9月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

(記載例)

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時) 加算1 4点 加算2 2点(マイナ保険証を利用した場合)